

報告事項1（周知・報告）

懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて

懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて、別紙のとおり、委員会に報告する。今後、関連規程の改正を行い、府立学校長、市町村教育委員会を通じて教職員への周知を図る。

平成27年2月20日

懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて

1 見直し理由

懲戒処分等を受けた職員の昇給及び勤勉手当の成績率の取扱いについて、任命権者間の均衡を図る観点から見直しを行う。

なお、知事部局においては、平成27年度以降の人事評価結果の給与反映について、条例に定める相対評価制度の趣旨をより一層踏まえたものとするとともに、懲戒処分等を受けた職員について、国制度を考慮し、昇給及び勤勉手当への反映方法を見直すこととしている。

2 見直し内容

別紙1、別紙2のとおり

3 実施時期

① 昇給

平成28年4月1日（平成29年1月1日昇給から適用）

② 勤勉手当

平成28年4月1日（平成28年6月期から適用）

≪昇給号給数(評価結果・懲戒処分・法定外処分)≫

別紙1

年度当初年齢55歳未満の職員

【現行】

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒)
		停職	減給	戒告	
SS	4号給	昇給しない	2号給	3号給	3号給
S	4号給		2号給	3号給	3号給
A	4号給		2号給	3号給	3号給
B	2号給		昇給しない	2号給	2号給
C	昇給しない		昇給しない	昇給しない	昇給しない

年度当初年齢55歳未満の職員

【見直し内容】 ※網掛け部分が変更箇所

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒)
		停職	減給	戒告	
SS	4号給	昇給しない	1号給	2号給	3号給
S	4号給		1号給	2号給	3号給
A	4号給		1号給	2号給	3号給
B	2号給		昇給しない	昇給しない	昇給しない
C	昇給しない		昇給しない	昇給しない	昇給しない

年度当初年齢55歳以上の職員

【現行】

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒)
		停職	減給	戒告	
SS	2号給	昇給しない	1号給	1号給	1号給
S	2号給		1号給	1号給	1号給
A	2号給		1号給	1号給	1号給
B	1号給		昇給しない	1号給	1号給
C	昇給しない		昇給しない	昇給しない	昇給しない

年度当初年齢55歳以上の職員

【見直し内容】 ※網掛け部分が変更箇所

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒)
		停職	減給	戒告	
SS	2号給	昇給しない	昇給しない	1号給	1号給
S	2号給		昇給しない	1号給	1号給
A	2号給		昇給しない	1号給	1号給
B	1号給		昇給しない	昇給しない	昇給しない
C	昇給しない		昇給しない	昇給しない	昇給しない

≪勤勉手当の成績率(評価結果・懲戒処分・法定外処分)≫

別紙2

再任用職員以外の職員

【現行】

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒・訓告)
		停職	減給	戒告	
SS	2X+100分の72.0	100分の36.5	100分の46.5	100分の56.0	100分の72.0
S	X+100分の72.0				100分の72.0
A	100分の72.0				100分の67.0
B	100分の67.0				100分の67.0
C	100分の62.0				100分の62.0

再任用職員以外の職員

【見直し内容】※網掛け部分が変更箇所

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分(訓戒・訓告)	
		停職	減給	戒告	本人責任	監督責任
SS	2X+100分の72.0	[3月超] 支給しない [2～3月以下] 100分の7.0 [1～2月未満] 100分の17.0 [1月未満] 100分の27.0	本人責任 100分の37.0	本人責任 100分の47.0	100分の72.0	100分の72.0
S	X+100分の72.0				100分の69.5	100分の72.0
A	100分の72.0				100分の67.0	100分の69.5
B	100分の67.0		監督責任 100分の46.5	監督責任 100分の56.0	100分の62.0	100分の62.0
C	100分の62.0				100分の62.0	100分の62.0

再任用職員

【現行】

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分 (訓戒・訓告)
		停職	減給	戒告	
SS	2Y+100分の33.6	100分の20.0	100分の25.0	100分の30.0	100分の33.6
S	Y+100分の33.6				100分の33.6
A	100分の33.6				100分の32.6
B	100分の32.6				100分の32.6
C	100分の31.5				100分の31.5

再任用職員

【見直し内容】※網掛け部分が変更箇所

評価結果	評価反映	懲戒処分			法定外処分(訓戒・訓告)	
		停職	減給	戒告	本人責任	監督責任
SS	2Y+100分の33.6	[3月超] 支給しない [2～3月以下] 100分の5.5 [1～2月未満] 100分の10.5 [1月未満] 100分の15.5	本人責任 100分の20.5	本人責任 100分の25.5	100分の33.6	100分の33.6
S	Y+100分の33.6				100分の33.1	100分の33.6
A	100分の33.6				100分の32.6	100分の33.1
B	100分の32.6		監督責任 100分の25.0	監督責任 100分の30.0	100分の31.5	100分の31.5
C	100分の31.5				100分の31.5	100分の31.5